ADR の意義と将来 (電気通信紛争処理委員会講演)

2019年11月12日 一橋大学 山本和彦

1 ADR の意義

(1) ADR の種類と利点

- ・ ADR の種類
 - ◆ 紛争解決方式の種別:あっせん・調停(解決案への合意)、仲裁(解決の第三者への委託)
 - ◆ 機関の種別:司法型 ADR (裁判所調停)、行政型 ADR、民間型 ADR
- ・ ADR のメリット
 - ◆ 中立性、公正性(←相対交渉との比較)
 - ◆ 簡易性、迅速性、廉価性、秘密性、柔軟性(←訴訟との比較)

(2) ADR の課題

- ・ 司法型 ADR の隆盛と民間型 ADR の停頓
- ・ 認知度の低さ:ADRの側の広報・宣伝の不足、利用者側の認識の不足
- ・ 信頼度の低さ:裁判(国)への信頼の高さ、ADRの利用の少なさとの悪循環
- ・ 使い勝手の悪さ:時効の問題、執行力の問題、弁護士法の問題

(3) 課題解決の方策

- 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)(2004年制定、2007年4月施行)
- ・ 認証 ADR の現状
 - 2019 年 9 月末現在 159 機関が認証を受けて活動
 - 申立件数 (2016 年度合計): 1,071 件
 - 和解成立割合:36%(取下げ11%、不応諾30%、見込みなし23%)⇒応諾した場合の成立率:51%
 - 解決期間:3月以内50%、6月以内74%
- ・ ADR の課題
 - 事件数の問題
 - 財政の問題
 - 制度の問題

2 ADR の将来

- (1) ADR の新展開:ODR(Online Dispute Resolution) —ADR の IT 化
- ODR (Online Dispute Resolution)の定義(広義)
 民事紛争の解決における ICT (Information and Communication Technology)の活用 一般を指す (オンラインによって全手続が完結することを目指すが、それに限られる ものではない)
- ODR の活用の場
 - 裁判所の手続
 - ➤ ADR (中立的な第三者が関与する裁判外の紛争解決手続)
 - ➤ IDR (Internal Dispute Resolution:企業・団体内の苦情解決手続。ISOで使われている用語):特にプラットフォーム企業における対企業又は顧客間の苦情紛争解決(狭義のODR)

(2) ADR における AI の活用可能性

SDGs16 項:「平和と公正を全ての人に」

「平和で包摂的な社会を推進し、全ての人に司法アクセスを提供するとともに、あらゆるレベルで効果的かつ責任ある包摂的制度を構築する」=紛争解決においても、

「誰も取り残さない社会」を目指す

⇒OECD 等でも、重点課題として「正義へのアクセス (access to justice)」の議論

- 「未来投資戦略 2017」(平成 29 年 6 月閣議決定)
 - 「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手 続保障や情報セキュリティ面を含む総合的な観点から、関係機関等の協力を得て利用 者目線で裁判に係る手続等の IT 化を推進する方策について速やかに検討し、本年度 中に結論を得る。」⇒「裁判手続等の IT 化検討会」(内閣官房)
- ・ 2019 年度「成長戦略フォローアップ」(令和元年 6 月閣議決定) 「紛争の多様化に対応した我が国のビジネス環境整備として、オンラインでの紛争解 決 (ODR) など、IT・AI を活用した裁判外紛争解決手続などの民事紛争解決の利用拡 充・機能強化に関する検討を行い、基本方針について 2019 年度中に結論を得る。」 ⇒「ODR 活性化検討会」(内閣官房)
- ・ 行政型 ADR においても検討の動き(国民生活センター等)